

平成23年10月18日

各部長等 殿

企画総務部長 佐野 峯 茂

平成24年度当初予算編成要領及び予算編成留意事項等について（通知）
標記の件について、財務規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 通知区分

- (1) 平成24年度当初予算編成要領
- (2) 予算編成留意事項
- (3) 経常的経費積算基準
- (4) その他関係資料（庁内LAN財務課掲示板に掲示）

2 予算要求入力期限

1次予算編成 平成23年10月19日（水）～平成23年11月10日（木） 午前9時

2次予算編成 平成23年11月11日（金）～平成23年12月9日（金） 午前9時

※財務会計システムへの入力期限をもって、予算見積書が企画総務部長あて提出されたものとします。入力したものを帳票等で印刷して提出すること、及び入力完了の報告は不要とします。

※財務会計システムへの入力期間は2期間に分かれております。各予算編成期に応じて財務会計システムへの入力を開放しますので、各部等におかれましては、入力期限を厳守のうえ的確な予算見積りに格段のご配慮をお願いします。

1次予算編成においては、義務的経費に該当する事業を本要求するとともに、準義務的経費及び非義務的経費について仮要求することとし、特別会計予算については2次予算編成からの要求となります。

2次予算編成においては、準義務的経費及び非義務的経費に該当する事業を精査のうえ本要求することとし、特別会計予算についてはこの時点で要求するようお願いします。

なお、1次・2次の各予算編成時において、別に示す事業ごとの概算要求基準を超えて要求する事業については差戻しを行うので、差戻しを受けた課等は指定の期日までに予算見積書を朱書き訂正のうえ財務課あて提出願います。

また、2次予算編成入力期限後の修正は、システム上不可能になりますので、入力後の確認は入念をお願いします。

平成24年度当初予算編成要領

(目的)

第1条 この要領は、平成24年度滝沢村歳入歳出予算の編成について必要な事項を定めることを目的とする。

(予算の編成方法)

第2条 歳入予算の編成は見積り予算方式によるものとし、歳出予算の編成は示達予算方式、要求予算方式及び事業シーリング方式の併用によるものとする。

2 予算の編成において、予算を次の各号に掲げる性質に区分する。

(1) 義務的経費

ア 歳入予算のうち、経常一般財源に区分されるもの、及び義務的経費に該当する歳出予算の特定財源に該当するもの

イ 歳出予算のうち、次に掲げるもの

(ア) 職員人件費

(イ) 電算処理経費。ただし、新規事業を除く。

(ウ) 一般行政事務費

(エ) 施設の維持管理に要する経費

(オ) 法令又は県例規、村条例により、当該事業に対して明確な義務規定が存在する事業に要する経費

(2) 準義務的経費

ア 国・県の年次計画により既に実施が具体的に決められている義務的経費以外の事業

イ 国・県の年次計画により実施が予定され、事業を取止めた場合、村に重大な影響がある事業

ウ 各事務組合等負担金（国及び県、一部事務組合のみ）

エ 債務負担行為に関する事業（指定管理者分を含む）

(3) 非義務的経費

ア 国・県の「できる規定」又は「包括的規定」により、村が国・県の補助等を受けて行う事業で、事業実施の判断が村に委ねられる事業

イ 村単独事業

3 予算編成区分及び予算編成内容を次のとおりとする。

(1) 1次予算編成 義務的経費にかかる本要求、準義務的経費及び非義務的経費にかかる仮要求

(2) 2次予算編成 準義務的経費及び非義務的経費にかかる本要求、特別会計予算にかかる本要求

(3) 3次予算編成 各事業ごとの基準額を超えて要求する事業、平成23年度実行計画に載らない新規事業の取扱いの決定、及び全体調整・財源調整

4 企画総務部長は前項の規定に従い、各予算編成区分に該当する事業について、各部等の長あて通知するものとする。また、通知を受けた各部等の長が新規に事業を要求する場合は、事業を所管する各課等の長から財務課長あて協議を行うものとする。

(見積り予算)

第3条 各部等の長は歳入予算の要求について、見積り内容を財務会計システムに入力し、予算要求することとする。

2 企画総務部長は義務的経費に該当する歳入の入力内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。なお、審査及び調整、査定にあたって、必要と認める場合は各部等の長から事情を聴取することがある。

(示達予算)

第4条 企画総務部長は次の各号に定める経費について、示達額を調整し、各課等の長へ通知するものとする。

(1) 2節 給料

(2) 3節 職員手当等(月額以外で定められた特殊勤務手当を除く。)

(3) 4節 共済費

(4) 12節 役務費(建物及び自動車損害共済保険料に限る。)

2 前項の通知を受けた各部等の長は、通知に基づき示達額を財務会計システムに入力のうえ確認を行うものとする。

(事業シーリング)

第5条 予算の編成にあたり事業ごとに概算要求基準を設けるので、各部長等は、その範囲内で要求するものとする。基準額は、特殊要因経費を除き平成23年度実行計画書(2011年3月発行)に記載される平成24年度計画値の一般財源分×0.95以下とする。また、実行計画に載らない事業にかかる義務的経費については、前年度当初予算×0.95以下を基準額とする。

ただし、次の事業に関しては、別枠で経費の調整を図るものとする。

(1) 1件あたり130万円を超える大規模修繕等事業。

(2) 公用車更新事業

(1次予算編成)

第6条 各部長等は、第2条第3項第1号に規定する経費について要求するものとする。但し、第4条に規定する経費以外の予算要求にあたっては、第5条に定める額の範囲内において、各部等の長が総合計画の重点政策又は基本政策との関係及び事業の優先順位を考慮のうえ、必要最小限で行うものとする。

2 企画総務部長は前項に規定する予算の要求があった場合、1次予算編成にかかる義務的経費の要求予算について、内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。

なお、1次予算要求にかかる準義務的経費及び非義務的経費の査定は行わず、2次予算要求後に査定を行うものとする。

- 3 第5条に定める基準を超えて要求する事業があった場合、制度変更等やむを得ない事情によるものを除き、企画総務部長は当該事業の担当部長等へ事業単位で要求の差戻しを行う。差戻しを受けた部長等は、基準内に調整した額を予算見積書に見え消しで記載し、再提出するものとする。

(2次予算編成)

第7条 各部長等は、第2条第3項第2号に規定する経費について要求するものとする。2次予算編成の要求にあたっては、第5条に定める額の範囲内において、各部等の長が総合計画の重点政策、基本政策との関係及び事業の優先順位を考慮のうえ要求することとする。

なお、特別会計予算については、この時点で予算要求を行うものとする。

- 2 企画総務部長は前項に規定する予算の要求があった場合、2次予算編成にかかる準義務的経費及び非義務的経費又は特別会計予算にかかる要求予算について、内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。なお、審査及び調整、査定にあたって、必要と認める場合は各部等の長から事情を聴取することがある。

- 3 第5条に定める基準を超えて要求する事業があった場合、制度変更等やむを得ない事情によるものを除き、企画総務部長は当該事業の担当部長等へ事業単位で要求の差戻しを行う。差戻しを受けた部長等は、基準内に調整した額を予算見積書に見え消しで記載し、再提出するものとする。

(3次予算編成)

第8条 2次予算編成後の時点でなお概算要求基準を超える事業や平成23年度実行計画に載らない新規事業が生じた場合、また、概算要求基準超過の有無に関わらず財源不足が生じた場合は、企画総務部長は3次予算編成を行い、村長の査定を受け、廃止事業等を決定のうえ予算の最終的な調整を行うものとする。

(歳入、歳出予算の款、項及び目の区分)

第9条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、平成23年度の例によるものとする。